

指示第 60 号
令和 6 年 6 月 10 日

大阪拘置所長

教誨師及び篤志面接委員の活動等について

標記について、平成 20 年 3 月 26 日付け矯成訓第 1948 号法務大臣訓令「篤志面接委員の委嘱及びその活動等に関する訓令」、同日付け矯成第 1951 号矯正局長依命通達「篤志面接委員の委嘱及びその活動等に関する訓令の運用について」、同日付け矯成訓第 1947 号法務大臣訓令「宗教上の儀式行事及び教誨に関する訓令」、平成 30 年 12 月 28 日付け矯成第 3439 号矯正局長依命通達「宗教上の儀式行事及び教誨に関する訓令の運用について」、同日付け矯正局総務課、成人矯正課、少年矯正課補佐官連名事務連絡「教誨師の各種表彰における取扱件数等について」、令和 6 年 3 月 29 日付け矯成訓第 21 号法務大臣訓令「教誨師の招へい及びその宗教活動等に関する訓令」、同日付け矯成第 517 号矯正局長依命通達「教誨師の招へい及びその宗教活動等に関する訓令の運用について」及び同日付け矯正局成人矯正課、少年矯正課、少年矯課補佐官連盟事務連絡「教誨師の宗教活動等及び篤志面接委員による活動等に関する留意事項について」に基づき、下記のとおり定める。

なお、令和 6 年 4 月 11 日付け当職指示第 33 号「教誨師及び篤志面接委員の活動等について」については廃止する。

記

1 主管

教誨師及び篤志面接委員への各種依頼・調整等は、統括矯正処遇官（教育担当）が主管し、当該事務を分掌する教育担当職員がその事務を執り行う。

2 教誨師の活動について

教誨師による活動は、宗教上の儀式行事及び教誨と、その他の協力活動に区分する。

(1) 儀式行事

彼岸法要、盂蘭盆会、クリスマス会、葬儀等の特定の日に当所が企画し宗教家が主宰して行う活動とする。

なお、葬儀を除いた儀式行事は、当所執行自営作業受刑者を対象者として定期的に企画し、願い出により実施することとする。

(2) 教誨

教誨は、被収容者の願い出によりなされる読経、説話、教化、告解等の宗教教義に基づく活動とする。

教誨は、個人に対し行うものと、集団を形成して行うものに区分し、個人に対して行うものは、教誨師から要請があった場合その他特に必要と認める場合を除き、職員による立会いは行わないものとする。

当所執行自営作業受刑者を対象として余暇活動の一環として企画する宗教クラブは、集団を形成して行う教誨として区分するものとし、願い出に対しては、別途定めるクラブ活動入部審査表により対象者を決定する。

(3) 協力活動

協力活動とは、当所の依頼により行う特別改善指導、一般改善指導、宗教教誨等の活動に属さない行事での講話、その他の指導等とする（刑執行開始時の指導・釈放前の指導を含む）。

協力活動は、布教活動や宗教教義を活発に説く等がない内容に限るものとする。

3 篤志面接委員の活動について

篤志面接委員による活動は、面接及び指導に区分する。

(1) 面接

面接とは、篤志面接委員の専門分野を活用した面接指導をいい、被収容者の願い出により実施する。

面接は、個人に対し行う場合と、集団を形成して行う場合に区分し、篤志面接委員から要請があった場合その他特に必要と認める場合を除き、職員による立会いは行わないものとする。

(2) 指導

指導とは、当所が計画する刑執行開始時の指導、釈放前の指導、特別改善指導、一般改善指導、教科指導又は余暇活動の援助等の機会における講話・講義及びその他の指導をいう。

指導は、個別に行う計画のものを個人指導、集団を形成して行う計画のものを集団指導に区分する。

4 活動の記録

(1) 教誨師又は篤志面接委員が上記2又は3の活動を実施したときは、別紙様

式(別紙1、2)により教誨師又は篤志面接委員の別に記録することとする。

教誨師と篤志面接委員を兼務する者による場合も同様とする。

同様式には、教誨師又は篤志面接委員の氏名、被収容者の氏名又は人員、その日時、場所及び内容等を記載するが教誨については、内容を記載しないこととする。

- (2) 改善指導、クラブ等の実施に係る記録については、本指示のほか、当該指導等の実施に係る規定による記録も行うこと。
- (3) 死刑確定者及び死刑の判決を受けるもまだ確定していない被収容者に対して行った活動に係る記録については、当該被収容者の所属する処遇区の決裁を受けること。

所長	処遇部長	首席	次席	統括	主任等	担当者
		処遇 指導		第 区 教育	第 区 教育	

別紙 1

宗教活動等実施簿

1 教誨師名	宗派
2 被収容者の氏名又は人員	集団の場合 人員 _____ 名 個人の場合 氏名 (_____)
3 実施日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
4 実施場所	
5 活動の種類 (該当箇所に☑)	<input type="checkbox"/> 儀式行事 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団) <input type="checkbox"/> 教誨 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団) <input type="checkbox"/> 協力活動 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団)
6 実施内容 (教誨については、記載せず斜線を引くこと。)	
7 参考事項	

所長	処遇部長	首席	次席	統括	主任等	担当者
		処遇 指導		第 区 教育	第 区 教育	

別紙 2

篤志面接等実施簿

1 篤志面接委員名	
2 被収容者の氏名 又は人員	集団の場合 人員 _____ 名 個人の場合 氏名 (_____)
3 実施日時	_____ 年 _____ 月 _____ 日 時 _____ 分から 時 _____ 分まで
4 実施場所	
5 活動の種類 (該当箇所には☑)	<input type="checkbox"/> 面接 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団) <input type="checkbox"/> 指導 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団)
6 実施内容	
7 意見・参考事項	